

平成 26 年 3 月 20 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 5 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	福 田 晃 悦
2 番	稲 岡 健太郎
3 番	南 正 紀
4 番	寺 井 強
5 番	堂 下 健 一
6 番	南 政 夫
7 番	下 池 外巳造
8 番	須 磨 隆 正
9 番	越 後 敏 明
10 番	田 中 正 文
11 番	富 澤 軒 康
12 番	櫻 井 俊 一
13 番	林 一 夫
14 番	戸 坂 忠寸計
15 番	久 木 拓 栄
16 番	山 本 辰 榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	穴 田 實
教 育 次 長	間 嶋 正 剛
総 務 課 長	寺 尾 隆 之
富 来 支 所 長	坂 本 英 人
企 画 財 政 課 長	新 田 辰 巳
情 報 推 進 課 長	浜 村 大

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議 会 事 務 局 長	安 田 朗
議 会 事 務 局 次 長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 発委第1号 趣旨説明、質疑、討論、採決
- 日 程 第 3 町長提出 議案第1号ないし第16号、第20号及び第28号ないし第42号並びに陳情第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 追加日程第1 発委第2号 趣旨説明、質疑、討論、採決
- 日 程 第 4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

(開 議)

富澤軒康議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

富澤軒康議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。諸般の報告を終わります。

日程第2 委員会提出 発委第1号（趣旨説明、質疑、討論、採決）

富澤軒康議長 次に、本日、議会運営委員会委員長 下池外巳造君から提出のありました、発委第1号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 下池外巳造君。

下池外巳造議会運営委員長 はい、議長。

費用弁償条例改正議案の説明をさせていただきます。

このたび提出しました、発委第1号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

我々議会議員にとりましては、議会本会議や委員会等の会議に応召出席し議論に加わることは、最大の使命、本分であり、地方自治法第203条には、その応召にかかる費用の弁償が定義されております。町の合併により、議員の活動範囲や所管事項の調査範囲は拡大し、議会活動にかかる経費は大きくなっております。当然のことながら、会議等の応召には、それぞれの地域から参集するため、移動に要する経費や議案調査にかかる諸費用が必要となります。

こうした事情を背景に、議会運営委員会では、法律をはじめ、裁判所の判決や行政実例を研究し、また、石川県議会や近隣市町での実態などを調査し、さらに町執行部とも協議をし、今回、会議の応召にかかる経費を賄うための当該条例の改正案を提出するに至ったものであります。

しかし、いくら適法とはいえ、現下の厳しい経済情勢や住民感情に照らした場合、この費用弁償の支給にあたっては、議員としての職責を十分に果たすための経費として充てさせていただくことを、ここに強く決意するものであります。議員各位におかれましては、議員活動の活性化に向けた今回の提案趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

富澤軒康議長 説明を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

富澤軒康議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 町長提出 議案第1号ないし第16号、第20号及び第28号ないし第42号
並びに陳情第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)

富澤軒康議長 次に、町長提出 議案第1号ないし第16号、第20号及び第28号ないし
第42号並びに陳情第1号を、一括して議題とします。

以上の各案の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を
求めます。

総務常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄総務常任委員長 はい、議長。

総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託された議案5件について、去る14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第1号 平成25年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、国の補正予算に加え、事業の確定及び精算見込みなどによる所要額を補正するもので、歳入では、法人町民税などの収入見込みによる町税の増額、国の補正予算による普通交付税の増額など、歳出では、総務費において地区自治振興基金事業補助金の実績見込みによる減額を行う一方で、国補正予算に伴う地域の元気臨時交付金基金積立金の計上などが主なものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、地区自治振興基金事業などについての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第9号 志賀町地域の元気臨時交付基金条例については、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とし、国から交付される交付金を平成26年度事業に充当するにあたり、基金造成を行うためであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部改正に伴い、条例に規定している字句の修正を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更については、羽咋郡市広域圏事務組合の病院費に係る構成市町の分担率の変更を行うにあたり、規約を改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、当該組合に2つの団体を加えるにあたり、規約の変更を行うものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員長報告といたします。よろしくお願いをいたします。

富澤軒康議長 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 はい、議長。

教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託された議案 10 件、陳情 1 件について、去る 12 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第 1 号 平成 25 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）について、民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金や介護保険特別会計繰出金、児童手当給付費を減額する一方で、障害者自立支援と子ども・子育て支援のシステム改修費等を増額、衛生費では、富来病院事業会計繰出金や郡市広域圏事務組合負担金の減額、消防費では、消火栓新設改修工事負担金や要援護者等屋内退避施設確保事業による増額、教育費では、富来中学校整備事業を減額する一方で、旧富来中学校敷地整理事業による増額など、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に際し、委員からは、臨時保育士の募集状況、乳幼児・児童医療費助成金の減額要因、旧富来中学校敷地整備事業に関する工事内容についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 2 号 平成 25 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、歳入では、事業の確定見込みによる国庫負担金、県負担金及び共同事業交付金の減額のほか、一般会計からの繰入金、基金繰入金を増額し、歳出では、事業の確定見込みによる共同事業拠出金の減額及び過年度国庫負担金返還金の増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 3 号 平成 25 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、歳入では、事業の確定見込みによる一般会計繰入金の減額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 6 号 平成 25 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

について、歳入において、国庫補助金等の確定見込みによる減額や、給付費準備基金繰入金の増額のほか、一般会計からの繰入金を減額し、歳出においては、保険給付費及び事業費の確定見込みによる減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、審査に際し、委員からは、中長期における介護保険事業の見通しについての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第 8 号 志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 2 号）について、資本的収支では、原子力発電所周辺地域における防災対策強化策としての療養病棟放射線防護工事实施による収入の国庫補助金及び支出の工事請負費の増額、収益的収支では、事業の確定見込みによる一般会計繰入金の減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、今後の経営努力への取組みについての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第 10 号 志賀町生活安全条例の一部を改正する条例について、本町における犯罪被害者等の被害の軽減や回復を図るため、見舞金支給に関する規定を追加するなど、被害者等への支援策を推進するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 12 号 志賀町社会教育委員条例の一部を改正する条例について、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことにより、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 13 号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例について、保育所適正配置計画に基づき、平成 26 年 3 月 31 日をもって、ますほ保育園を休止するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 14 号 志賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 16 号 志賀町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づき、町が設置し又は管理する公共施設での暴力団活動を制限するため、本条例において、暴力団排除に係る規定を追加するなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第 1 号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択について、陳情者の願意を尊重し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

なお、国に対して性急な対応が望まれることから、本会議で採択の上は、当常任委員会から議会議案を提出することで決定しておりますことを申し添えいたします。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 産業建設常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫産業建設常任委員長 はい、議長。

産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案 7 件について、13 日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 1 号 平成 25 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）については、国の好循環実現のための経済対策に基づく補正予算の実施に伴う増額補正や年度末の各事業費の精算見込みなどによる所要額を補正するものであります。

主なものとしまして、土木費では、豪雨災害の未然防止対策として準用河川の浚渫整備費、直海長田線舗装補修事業などの増額についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、企業誘致対策補助金が減額になった要因と西山台ニュータウン宅地買戻し状況についての質問がなされ、担当課長から詳細な説

明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第4号 平成25年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、事業の完了及び精算見込みに伴う所要額の補正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、公共下水道工事に伴う補償費の内容についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第5号 平成25年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号）については、事業の完了及び精算見込みに伴う所要額の補正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成25年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、事業の精算見込みによる所要額の補正を行う旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 志賀町地域生活改善センター条例の一部を改正する条例については、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、赤崎構造改善センターを地元区に譲渡するにあたり、所要の改正を行うものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 財産の無償譲渡については、先の議案第15号に関連し、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、赤崎構造改善センターの土地、建物等を地元区である赤崎区に無償譲渡するもので、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、譲渡後の維持管理費と建物用地についての質問がなされ、町長及び担当課長より詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

続いて、議案第28号 志賀町道路線の認定については、給分地内において新たに、町道第5099号給分浜畑連絡線を町道認定するものであり、現地確認を行い、認定要件に適合していると認め、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 委員長報告を終わります。失礼しました。

予算特別委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一予算特別委員長 はい、議長。

予算特別委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、町長から提出されました、平成 26 年度の各予算について審査を行うため、去る 11 日に予算特別委員会が設置されました。当委員会では、17 日及び 18 日の両日にわたり、町長はじめ、関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました 12 会計の予算について、審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

平成 26 年度志賀町一般会計予算については、対前年度比 5 パーセント増の予算総額 133 億 7,000 万円となっており、特別会計と水道事業および富来病院事業会計を合わせた 12 会計の予算総額は、対前年度比 3.7 パーセント増の 245 億 1,000 万円余りとなっております。

審査の結果、議案第 31 号 平成 26 年度志賀町一般会計予算ないし 第 42 号 平成 26 年度志賀町立富来病院事業会計は、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決したことをご報告いたします。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただきますが、特に執行部におかれましては、各予算の執行にあたり、委員会の審査の過程において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、特に議論が集中したことについては、その理由等を十分考慮され、町の発展及び住民福祉の向上、さらには、町民の負託にこたえられるよう、格別なる配慮のもとで、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算特別委員会の委員長報告といたします。

富澤軒康議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第1号 平成25年度志賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第2号 平成25年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、ないし第8号 平成25年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第2号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第9号 志賀町地域の元気臨時交付金基金条例について、ないし第16号 志賀町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

を、一括して採決します。

お諮りします。以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 20 号 財産の無償譲渡について(赤崎構造改善センター)及び第 28 号 志賀町道路線の認定について(町道第 5099 号給分浜畑連絡線)、ないし第 30 号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを、一括して採決します。

お諮りします。以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 31 号 平成 26 年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 32 号 平成 26 年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、ないし第 42 号 平成 26 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを、一括して採決します。

お諮りします。以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択についてを、採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、採択されました。

田中正文教育民生常任委員長 議長。

富澤軒康議長 田中正文君が発言を求めていますので、これを許可します。

10番 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 ただ今の陳情採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

(議長に議案を提出)

富澤軒康議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 田中正文君から、委員会提出 発委第2号 「手話言語法」制定を求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。ただ今、提出のありました、委員会提出 発委第2号を、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 委員会提出 発委第2号 趣旨説明、質疑、討論、採決

富澤軒康議長 発委第2号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを、議題とします。

議案を配布してください。

(事務局が議案を配付)

富澤軒康議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 陳情第1号の採択を受けて、提出させていただきました、
発委第2号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを、説明させていただきます。

本案につきましては、採択された陳情の趣旨にありますように、我が国では、口から言語を発することができない、ろう者に対しては、補聴器や人工内耳手術、口元を見て言葉を判断する口話法などが採用されていますが、これではなかなか意思の疎通を図ることが難しいのが実際であります。

特に、ろう学校においては、一般的に認知されている手話が禁止されており、幼少期のろう児童にとっては、うまく人との会話できなかつたり、自分の意思をうまく伝えることができないなど、大きなハンディを背負っているのが現状であります。

手話を一般の言語と同じように、法的に位置付けされることにより、ろう学校においても手話教育が採用されれば、彼らは早期のうちに社会とコミュニケーションが図られ、何の隔たりもなく、真の社会の構成員となることができると思います。また、手話の法制化によって、災害情報の提供や生活不便の解消などを図ることができ、正に健常者と垣根のないノーマライゼーション社会の構築に資するものと、賛意を表し、志賀町議会から国の関係機関に対し、手話言語法制定を求める意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。どうかよろしく願いをいたします。

富澤軒康議長 説明を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

富澤軒康議長 次に、各委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

富澤軒康議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉町長。

小泉勝町長 発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。3月4日に開会した平成26年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたり、議員の皆様方に御礼を申し上げます。

今議会では、一般会計のほか特別会計及び企業会計を合わせて、12 会計の平成 26 年度当初予算をご審議いただきました。その他平成 25 年度の補正予算、条例の制定、および一部改正さらには工事請負契約や指定管理者の指定に関する案件など議案 42 件について、いずれも慎重審議のうえにも、円滑にすべての案件を全会一致で可決をしていただき、心から御礼を申し上げます。今定例会会会期中に議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえ、町政に反映させながら将来に亘って安心して暮らせる住みよい町づくりを推進していきたいと考えております。

今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。平成 26 年第 1 回定例会の閉会にあたっての御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

富澤軒康議長 平成 26 年第 1 回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

これにて、散会します。

(午後 2 時 48 分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第 5 号
陳情書について

- 2 議長報告第 6 号
入札結果報告について

- 3 議長報告第 7 号
閉会中の継続審査について
 - ・総務常任委員会委員長
 - ・教育民生常任委員会委員長
 - ・産業建設常任委員会委員長
 - ・議会運営委員会委員長

- ・原子力発電所対策特別委員会委員長
- ・議会広報特別委員会委員長

4 議長報告第8号

委員会審査報告について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長
- ・予算特別委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 富澤 軒 康

志賀町議会議員 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 稲 岡 健太郎